

令和8年度社会福祉法人雪国ボランティア事業計画（案）

I 基本理念・基本方針・経営理念・行動目標

〔基本理念〕

私たちの誓い

我は、人が人たるべき証として、この道を歩む障害されし人の側に立ち、
共に生き、その人に幸あれと希うものなり

〔基本方針〕

「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる。何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」
という障害者基本法に基づいた施設の運営を行う。

〔経営理念〕

社会福祉法人雪国ボランティアが利用者への責任を最大限に果たすために

- 1 職員の物心両面の幸せを追求する経営を行う。
- 2 本事業を通じて正当な対価を得、運営に寄与し得る原資の確保に努める。
- 3 末永く職員とともに歩み、事業の継続を可能とする経営基盤を確立する。
- 4 経営側が経営判断を行い、経営責任を負う。現場は業務遂行と業務遂行責任を果たす。
- 5 経営側と現場が協働して、安定した経営と運営を行う。

〔行動目標〕

- 1 利用者の尊厳、人権とプライバシーを重視した支援と処遇を行う。
- 2 安全で快適な生活環境を維持し、そのもとで健全な生活が営まれるよう配慮を行う。
- 3 高齢化等による二次的な障害の防止を行う。
- 4 いつでも利用者が安心して利用できる福祉サービスの提供を行う。

II 重点項目並びに目標

1 職員の教育

事業の安定的な継続には人材確保が不可欠である。そのため、人材を確保するとともに教育にも力を入れ、今年度も引き続き「人を育て、法人とともに成長する」を事業の根幹に据えて運営を行う。

＊職員の資質向上・必要知識・技術の習得のための外部及び内部研修の充実を図る。

＊身体障害への対応を基盤としつつ、知的障害・精神障害の特性理解、合理的配慮、虐待防

止、意思決定支援及び権利擁護に関する知識及び支援技術の向上を図る

2 施設の運営と継続事業他

当法人は、施設の特徴・特色である身体障害への対応を事業運営の軸としつつ、社会の要請及び利用者ニーズの多様化を踏まえ、知的障害・精神障害のある方を含むすべての利用者に対し、障害特性に応じた合理的配慮を行い、尊厳の保持、虐待防止、意思決定支援並びに地域生活及び社会参加の支援に取り組む。

また、社会のニーズに応えるべく、支援の対象及び対応範囲の段階的な拡充を進めるものとし、その実現に向けて、職員の知識及び支援スキルの向上を図るとともに、必要な体制整備その他諸準備を進めることとする。

(1) 魚沼圏並びに十日町圏域に限らず、県内全域において福祉ニーズに対応すべく、障害者福祉分野の担い手として、求められる障害者支援に貢献していく。

①身体障害者への対応を基盤とする施設機能の充実を図るとともに、知的障害者・精神障害者を含む多様なニーズに対応できる支援体制を整え、利用者確保及び収入の安定に努める。

②社会福祉法人雪国ボランティアに課せられた社会的使命を果たす。

- *入所率 100%

- *入所定員 60 名

- *誘致活動

- ・県内を中心に相談支援事業所や医療機関へ誘致のための働き掛け継続

(2) 地域連携推進会議の開催

地域連携推進会議を利用して地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることで事業運営の透明性を高め、質の確保を図る。

- *外部視点の導入による運営の透明性向上

- *地域連携推進会議を通じた運営の透明性向上と質の確保

(3) 安定した施設運営

- *感染予防対策等を徹底

- *休業することなく施設運営

(4) 広報活動

- *施設広報の配布

- *動画系 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した、求人活動を含む広報活動の推進

(5) 「地域における公益的な取組」を実施する責務

- *新潟県社会福祉経営者協議会「にいがたセーフティネット事業」の継続的な推進

3 近隣地域との連携の継続

- *地域住民との良好な関係

- *施設広報の配布

＊地域貢献（福祉車両の貸し出し等）による連携

4 家族及び身元引受人等からの協力体制

- （１）家族会において施設の運営方針や個別支援計画の説明
- （２）家族会において施設の運営方針や個別支援計画への協力要請
- （３）施設と利用者が共通認識に立った施設運営
- （４）家族へは活動面における協力体制の継続要請
- （５）成年後見制度の利用（特に利用者の権利擁護）については、家族或いは身元引受人に対して積極的な対応を推奨

5 防災計画

- ＊マイトーラ消防計画に基づき、防災管理体制の遵守
- ＊防災計画により火災予防訓練等

6 会議の開催並びに職員の研修

- ＊施設の適正な運営を目的とした会議を開催
- ＊職員の資質向上と職務に必要な知識、技能の修得を目的とした施設内外の計画的な研修計画を策定する。
- ＊あわせて、知的障害：精神障害を含む多様な障害特性への理解を深め、合理的配慮、権利擁護、虐待防止、意思決定支援等に関する実践的な研修を計画的に実施する。

（１）会議の開催並びに施設内研修計画

区分	実施時期	研修テーマ等	対象職員
全体研修	随時	感染症予防、救命救急講習、接遇、専門的知識習得他	全職員
運営会議	毎月第１水曜日	施設運営、諸連絡他	関係職員
各部所会議	毎月１回定期的	検討事項、諸問題他	部所職員
ケース会議	随時	利用者処遇について	関係職員
給食委員会	毎月第１水曜日	委託業者との打ち合わせ、給食の評価等	委託業者、関係職員
口腔維持ケア会議	毎月第１水曜日	入所者の口腔維持ケアについて協議検討	

（２）施設外研修（社会福祉施設関係）

実施月	区分	対象	研修名
6月/8月/9月	新任職員研修	職務経験２年未満の職員	新任職員研修
7月/8月/10月	中堅職員研修	職務経験２年以上で主任等の役職にない職員	中堅職員基礎研修

8月/9月/10月	中堅職員研修	職務経験5年以上で主任等の役職にない職員	中堅職員基礎研修
2月	新人処遇職員研修	新人研修	福祉マンパワー講習
随時	新潟県身体障害者施設協議会	直接処遇職員、事務職員他	研修および研修を兼ねた会議等

(3) その他の研修

区分	期間	内容	参加者等
施設外派遣研修	適時	直接処遇並びに事務に関する研修	希望者も含めて施設長が必要と認めた職員
施設内研修	適時	外部講師を招聘しての研修 WEBを用いた各種研修	研修内容に伴い決定するが、基本的に全職員が参加
山本理事主導による研修	適時	研修委員提案による研修の充実	

Ⅲ 所属毎の方針及び計画

1 総務課 事務係

(1) 利用料徴収

- *現状の利用料徴収率100%を維持
- *自動収納手続きを継続

(2) 各部所の連絡調整

- *各部所間との円滑な連絡と調整

(3) 介護給付費請求業務

- *適正な請求業務を継続
- *取得可能な単位の確認と提案

(4) 設備・備品の入替や購入

- *収支予算を組み立てた上での所属長との協議、調整による入替及び物品等の購入

(5) 法人会議の開催準備

- *理事会並びに評議員会等、法人が開催する会議の準備と設営

2 生活支援課 支援係 支援計画係

(1) 支援係の目標として次の項目

①施設内での感染症発生予防

- *職員に対して基本的な感染対策（マスク着用、手指消毒）指導管理
- *施設内消毒並びに換気（一日1回）

②利用者確保のための連携システムを構築

- *各関係機関となる相談支援事業所会議への参加や県内相談支援事業所の訪問

③口腔ケア対応

- * 嘱託歯科医師と連携
- * 利用者の口腔衛生の向上
- * 誤嚥性肺炎の予防
- * 職員の歯科的知識の向上

④コミュニケーションを重視した働きやすい職場環境づくり

- * 普段の声掛け
- * 積極的な相談対応

⑤合理的配慮の実践

- * 利用者とのコミュニケーション
- * 傾聴の充実
- * 利用者の人格尊重と身体拘束ゼロを目指す

⑥事故防止

- * 看護係、訓練係、給食係との多角的な視点での連携

⑦生活支援員としての知識並びに介護技術の向上

- * 施設内研修への参加
- * 施設外研修への参加
- * リモートによる研修への参加

⑧個別支援計画に基づく介護・支援技術等の統一化

- * スタッフ会議での情報共有
- * ミーティングでの情報共有

⑨利用者家族との信頼関係に基づく協力体制の構築

- * 支援計画作成時
- * 家族会の開催時

(2) 支援系の業務内容

①事故の予防

- * 月1回の事故対策検討会議の開催
- * 事故防止対策委員会を中心とした事故の検証
- * 事故防止策の提示
- * 事故防止対応

②入浴の支援

- * 週2回実施。(一般浴、リフト浴、特殊浴槽浴)
- * 利用者の心身の状況を把握
- * 可能な限り自立した清潔保持の支援

③排泄の支援

- * 羞恥に考慮した排泄支援
- * 排泄の自立に必要な援助及びオムツ交換等

④食事の支援

- * 栄養ケア計画に基づいた可能な限り自立した食事支援
- * 食事支援のための給食係（管理栄養士）と看護係連携
- * 利用者の嚥下、咀嚼状態や嗜好も考慮した食事の提供

⑤健康管理

- * 嘱託医、主治医、看護係との連携
- * 利用者の異常の早期発見
- * 健康保持のための支援

⑥日中活動

- * 週 5 回（月曜日～金曜日）の開催
- * 日中活動の充実のため、一階の生活介護のフロアーに活動の場を提供
- * カラオケ大会
- * スイーツ作り等行事

⑦権利擁護・虐待防止・身体拘束の禁止

- * 施設内研修及び施設外研修への参加を通じ、権利擁護、虐待防止及び身体拘束の禁止に関する知識の習得
- * 参加利用者の権利擁護、虐待防止等の取組に必要な知識及び理解の向上
- * 合理的配慮として、個々の利用者の障害特性、心身の状態、意思表示の方法等に応じた支援
 - ・ 食事補助具の選定
 - ・ 食事形態
 - ・ 入浴方法
 - ・ 意思疎通の工夫
 - ・ 不安軽減のための関わり方の工夫
 - ・ 感覚特性や行動特性に配慮した生活支援

（３）支援計画系の目標として次の項目

①個別支援計画

- * 個別支援計画の平準化
- * 利用者の誕生月を基準にして個別支援計画の作成
- * 本人への聞き取りと過去の病歴行動を参考にしたモニタリング
- * 家族への聞き取りと過去の病歴行動を参考にしたモニタリング
- * 本人への聞き取り調査等での意向、課題を正確に把握
- * 家族への聞き取り調査等での意向、課題を正確に把握
- * より利用者の立場に立った個別支援計画の作成
- * 6 ヶ月に 1 回、生活全般に関わるモニタリング項目の調査、聞き取りにて課題を抽出

②支援計画

- * 市町村並びに相談支援センター等との密な連絡

- *地域生活移行に向けた支援計画を作成

- *必要に応じて個別支援計画の修正

(4) 支援計画系の業務内容

①個別支援計画の作成

- *利用者との面談等で本人の意向と課題を把握した目標の設定

- *利用者本人も参加した中でカンファレンスを開催し、個別支援計画を作成

②個別支援計画の見直し

- *6ヶ月に一回の見直し若しくは本人の心身の状態に変化があった場合の見直し

③支援の確認

- *担当職員による利用者への支援計画の確認

- *利用者への聞き取りやモニタリングの際の支援計画の確認

- *必要があれば指導、助言

3 生活支援課 看護係

(1) 健康管理

- *保健衛生計画の策定による利用者、職員の健康管理

{保健衛生計画}

4月 利用者健康診断

- *実施内容

- 胸部X線検査、血液検査、体重測定、血圧測定

- *対応内容

- ・嘱託医への健康診断の結果報告

- ・嘱託医の指導のもと、健康指導

- ・嘱託医の指導のもと、外来受診

5月 職員健康診断（特定業務該当職員10月に2回目実施）

- *実施内容

- 胸部X線検査、血液検査、体重測定、尿検査、聴力・視力検査等、医師の診察

- *対応内容

- ・産業医の指導のもと、必要があれば受診を指導

6月から12月 利用者各種ワクチンの接種

- *実施内容

- ・インフルエンザワクチン（原則全員）

- ・新型コロナウイルスワクチン、肺炎球菌ワクチン、带状疱疹ワクチン（希望者）

- *対応内容

- ・入所者にワクチン接種の必要性和副反応の説明

10月 利用者健康診断、特定業務該当職員健康診断

- *実施内容

- ・尿検査、体重測定、血圧測定

＊対応内容

- ・4月、5月の対応内容に準じる

10月から3月 感染予防研修会

＊実施内容

- ・インフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症への対応策を確認
- ・状況に応じた対応
- ・更に必要があればマニュアルの変更
- ・冬季感染予防策として感染予防マニュアルに沿った施設内の消毒作業、排泄物処理
- ・感染が拡大している場合には、施設内消毒の方法を検討し見直し

＊対応内容

- ・年間を通し日常的な感染予防
- ・職員には、標準予防策を徹底することを繰り返し指導

＊その他

- ・夏季期間の健康管理
室温湿度調節等環境整備、食中毒の予防と指導
- ・冬季期間の健康管理
室温湿度調整等による環境整備

＊対応内容

職員：施設内でのマスク着用、手指消毒等の標準予防策を継続するとともに、日常的な健康管理の徹底

利用者：状況に応じ、必要な場面においてマスク（不織布）着用と手指消毒を促す

（2）嘱託医・主治医との連携

- ＊嘱託医及び主治医への定期健康診断結果並びに対象者の状態変化の報告
- ＊利用者の健康状態変化の早期発見と早期治療への対応

（3）医療機関連携

- ＊協力病院や利用者が受診する医療機関と連携
- ＊適切な通院治療

（4）利用者自身が健康管理

- ＊必要に応じた助言と指導
- ＊一緒に考え、寄り添う対応

（5）感染対策

- ＊感染予防及び拡大防止に向けた標準予防策の理解促進と周知徹底の継続

（6）歯科診療への対応

- ＊嘱託歯科医師による利用者口腔内診査情報と歯科受診との連携対応
- ＊将来を見据えた職員の口腔ケア手技の習熟及び歯科受診との連携体制

（7）新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症への対応

- * 日常的な健康観察の実施
- * 感染爆発に対する感染予防の継続
- * 地域周辺における感染状況及び関連情報の収集
- * 適時、必要な対策を検討し実行
- * 利用者の感染対応
 - 発熱や上気道症状出現者が発生した場合-
 - ・マニュアルに基づく対応の開始
 - ・速やかな隔離対応
 - ・協力病院への連絡
 - ・PCR 検査の実施による感染有無の早期判定
 - ・必要に応じた PCR 検査及びインフルエンザ検査の同時実施
- * 職員の感染対応
 - ・体調不良時における速やかな状態報告及び上司への指示確認
 - 発熱や上気道症状出現者が発生した場合-
 - ・当該職員による協力病院へ連絡
 - ・PCR 検査及びインフルエンザ検査の実施による速やかな感染確認
 - ・検査陽性確認時又は著しい体調不良時における上司への報告及び指示確認
- * 職員の体調管理
 - ・手指消毒の励行
 - ・必要な防護具（マスク、防護用ゴーグル等）着用徹底
 - ・濃厚接触者及び感染が疑われる者との関わりへの配慮
 - ・日常的な健康管理の励行

4 生活支援課 機能訓練係

リハビリテーション

- * 利用者の生活機能の維持・向上及び機能低下の防止を図るとともに、尊厳の保持と自己実現を支えるリハビリテーション
- * 利用者が安全かつ安心して施設生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーション
- * 利用者の現状の身体機能及び能力の向上を目的としたリハビリテーション

(1) 機能訓練

- * 運動療法
- * 物理療法
- * 装具療法

(2) 利用機材のメンテナンスと購入

- * 正常に使用するための日常的なメンテナンス
- * 故障した場合の施設での修理または業者へ修理の依頼

＊利用者に適した車いすの選定及び購入手続きの代行

(3) 福祉用具の選定

＊利用者に対して適切な用具の選定

＊購入手続きの代行

(4) リハビリテーションマネジメント計画の策定と継続

＊利用者のリハビリテーションマネジメント計画を策定、同意を得て計画を実施

＊計画の定期的（6ヶ月に1回を目安）な見直し

＊利用者の生活機能の改善、機能悪化の防止及び尊厳ある自己実現を支えるリハビリテーション

5 生活支援課 給食係

(1) 体重の変化を通じた利用者の状態把握並びに一人ひとりに必要な栄養及び熱量の確保による現状の維持及び増進

①栄養状態と喫食状況の把握

②健康状態に適した食事の提供

③体重測定の実施（毎月末に実施）

④嗜好調査の実施（年1回）

(2) 栄養ケア・マネジメント計画の策定と継続

＊新規入所者の栄養ケア・マネジメント計画の策定、同意の取得及び実施

＊最適な栄養ケアのための定期的（6ヶ月に1回）な見直し

(3) 適時適温の食事提供

①喫食2時間前の調理の徹底

②調理終了後の温蔵庫の使用

③生活介護事業の配膳における温冷配膳車の使用

(4) 口腔衛生管理及び経口摂取の支援並びに経口維持加算の算定

＊嘱託歯科医師による月1回の口腔内検診結果に基づく対応

・利用者の咀嚼能力等の口腔機能の維持

・嚥下機能の維持

・利用者が少しでも長く経口摂取が可能となるための支援

＊日々のミールラウンド（食事観察）

＊得た情報を多職種と共有連携し、問題点等を抽出し対応策を検討

(5) 衛生管理の徹底

①食中毒の予防

ア 手洗いの徹底

イ 調理器具の整理整頓

ウ 食品管理の徹底

エ 感染症の流行時のマニュアルの再確認

②定期検便の実施

(6) 行事食の実施

＊旬の食材を生かし、季節感を演出した食事の提供

①年間の行事食

ア 春の宴

イ 納涼会

ウ 文化祭

エ 大晦日の刺身の盛り合わせ

オ その他、各月毎の行事食

カ 委託事業所によるコンセプトメニュー

キ 自治会主催焼肉夕食会

ク 海鮮丼献立

ケ 自治会主催海鮮祭り

(7) 調理器具、食器等の入替

＊経年劣化による器具・食器等は、随時入替

(8) 掲示物の作成

＊利用者の目に留まるような見やすく華やかな献立表の作成

＊利用者にも少しでも食事や栄養面に興味を持ってもらうための工夫

・イベント食の実施時には、事前にポスターを掲示

(9) 食中毒研修

＊年1回実施

＊非常時対応研修は年2回、委託事業者と合同で開催

＊食中毒発生の阻止及び有事に備えた、マニュアル等の見直し

(10) 業務支援ソフトの活用

＊利用者へのサービス向上

・福祉施設業務支援ソフトを利用した日々の食事摂取量及び食事状況等の記録

・他部所との情報共有、情報の整理及び保管

6 特定相談事業 相談支援センターマイトーラ

(1) 目標項目

①訪問、電話、文書回答等による利用者及び家族のニーズの聴取並びに利用者が地域で生活しやすいサービスの調整

②他相談支援センター、市町村と密に連絡を取り、サービス等利用計画への反映

③各研修や会議に参加し、相談支援専門員としての知識、技術の向上

④毎月開催される南魚沼相談支援事業所連絡調整会議に参加し、地域の情報収集

(2) 業務内容

①サービス等利用計画の作成

- ＊利用者、家族のニーズを反映したサービス等利用計画の作成
- ②サービス等利用計画の提出
 - ＊市町村へ提出
- ③サービス等利用計画の見直し
 - ＊定期的にモニタリング
 - ＊必要に応じてサービス等利用計画の変更
- ④地域資源の情報収集
 - ＊地域のフォーマルサービスの情報に加え、インフォーマルサービスの情報収集

IV 各種委員会

別に定める職員委員会規程に基づき、委員会毎に年度計画のもと事業を実施

1 感染対策委員会事業計画

- (1) 感染対策リーダーを中心とした感染予防対策の立案と見直し等の実施
- (2) 定期の委員会開催と外部研修への参加
- (3) 1 行為 1 手指衛生の徹底と適切なガウンテクニックの指導

2 広報委員会事業計画

- (1) 広報誌の発行 (1 回 400 部)
 - 送付先：構成市町並びに関連社会福祉施設、入所利用者並びにそのご家族、生活介護事業・短期入所事業ご利用者、関係団体、欠之上住民他
- (2) 動画系 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を利用した広報活動
- (3) 記事に関する資料の収集、原稿の依頼と編集発行

3 ボランティア委員会事業計画

- (1) 行事ボランティアに加え、日常ボランティアの獲得
- (2) ボランティア会議を開催、ボランティアとの意見交換
- (3) 毎月、月間予定表・ボランティア案内を作成し、ボランティア団体に配布

ボランティア受け入れ計画

団体名	内容
結いの会	①清拭タオルたたみ、洗濯物たたみ
個人による参加の方	②外出希望者の付き添い
南魚沼市社会福祉協議会	③日中活動のお手伝い
八海高等学校	④車椅子の清掃
堀之内高等学校	⑤スガちゃん喫茶のお手伝い
塩沢商工高等学校	⑥オセロや将棋の対戦相手

幸友グループ	⑦歌や踊り等の余興 ⑧ゴミ箱作り ⑨傾聴 他
城内ボランティアの会	
民生委員女性部	
ハッ峰の会	
更生保護女性部	

4 施設内研修委員会事業計画

(1) 職員一人ひとりがスキルアップを図るための研修

(2) 研修予定

- 4月 欠之上地区クリーン作戦（清掃活動）
- 5月 身体拘束防止研修
- 6月 食中毒予防研修
- 7月 虐待防止研修
- 8月 コミュニケーション研修
- 9月 業務継続研修（実技訓練）
- 10月 欠之上地区クリーン作戦（清掃活動）
感染予防研修
- 11月 感染対策研修（実技）
- 12月 救命救急法研修（実技）
- 1月 業務継続研修

(3) 特別研修

＊知的障害・精神障害への対応に関する研修

5 行事委員会事業計画

入所者の自立と社会参加の促進並びに地域住民、他施設入所者との交流と親睦を目的とした援助

(1) 施設内行事内容

実施月	行事	内容
4月	春の宴（家族会交流会）	飲食・余興を交え、主に家族との交流
8月	納涼会	地域住民にも参加を呼びかける。 夜店・露店の出店や花火の打ち上げ。
11月	文化祭	作品展示・模擬店・クラブ作品、ボランティア等のアトラクション
12月	クリスマス忘年会	飲食を交えてのアトラクションとプレゼントの配布
1月	正月三が日行事	獅子舞、絵馬作成、装飾、書き初め、替わり湯等
2月	親睦会	自治会主催

毎月	誕生日昼食外出	昼食を夕食とし、買い物を楽しむ。 都合により参加できない場合は、「出前」または「品物」を用意する。
----	---------	--

(2) 施設外行事内容

実施月	行事	会場（予定）
6 月	八海高等学校体育祭見学	八海高等学校グラウンド
6 月	県身協主催オセロ交流会	当番施設会場
9 月	魚沼郡市ボッチャ交流会	未定
11 月	県身協主催スポーツ交流会	当番施設会場

(3) 施設外行事その2 （おでかけツアー 年4回企画）

- *利用者の社会的結びつきと係わりの創設
- *地域コミュニティへの参加と気分転換

6 防災委員会事業計画

(1) 総合避難訓練

- *火災、災害時、利用者を安全かつ迅速に避難誘導するための総合避難訓練
- *火災、災害時、職員が利用者と共に安全かつ迅速に避難するための総合避難訓練

(2) 活動時期と内容

- *年2回（7月・10月）
- *避難訓練、通報訓練、消火訓練、消防設備操作方法の確認

7 事故対策委員会事業計画

- *毎月実施のスタッフ会議後の委員会開催
- *「事故報告書」を基に事故再発も含めた防止に関する事項について協議
- *事故内容の詳細について検証の上での対策を協議
- *「事故報告書」の管理

(1) 日常での対応

- *適宜、委員会メンバーを招集し、施設内外において事故の発生が想定される箇所、場所、内容を踏まえた対応策の協議
- *対応策の定時による安全な環境の整備

8 虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会事業計画

(1) 職員の虐待防止意識・知識の向上を図り虐待のない施設づくりを目指す

(2) 年2回、職員を対象に「虐待防止チェックリスト」を用いた調査の実施

(3) 年1回、職員を対象に「ストレスチェックリスト」を用いた調査の実施

(4) 事故対策委員会における報告のうち、虐待につながる可能性のある内容については虐待防止委員会による対応を実施

- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないことを目指した取組の実施
- (6) 委員会は、基本年 1 回以上開催とするが、必要に応じて随時開催